

「まちのひろばフォトコンテスト2021」実施要領

(趣旨)

第1条 本市では、平成31年3月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）」を策定した。この要領では、「基本的考え方」及び市民に一番身近に感じられる地域レベルの取組「まちのひろば」に関する普及啓発や機運醸成のために行う、「まちのひろばフォトコンテスト2021」（以下「フォトコンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 フォトコンテストは、原則スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。ただし、市ホームページの応募フォームから、デジタルカメラ等で撮影した画像データでの応募も可とする。

(テーマ)

第3条 フォトコンテストのテーマは、次の各号に掲げるつながりの場や活動の様子等、素敵なまちのひろばに関する写真とする。※川崎市内に限る

- (1) 家庭、学校、職場以外の地域の居場所
- (2) 参加のきっかけとなる出会いの場
- (3) 楽しい、関わりたくなる、活動の様子
- (4) 「自分の求めるつながり」が見つかる場所

(実施期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和3年10月1日から令和3年11月25日までとする。

(応募者)

第5条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同し、かつ次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 川崎市民
- (2) 市内を訪れる川崎市民以外の方
- (3) 市内で活動する団体

(応募方法)

第6条 Instagramで応募する場合は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条のいずれかのテーマに沿った写真を投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) 「川崎市市民文化局コミュニティ推進部」Instagram 公式アカウント「@kawakishi_community」をフォローしていること。
- (3) 投稿する写真がInstagram「川崎市市民文化局コミュニティ推進部」公

式アカウント運用ポリシーの注意事項の内容に該当しないこと。

- (4) 写真を投稿する際には、キャプションに撮影場所とコメント、ハッシュタグ「#まちのひろばフォトコン」を入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグや@メンションを入力すること、タグ付けをすることは差し支えない。

- 2 画像データで応募する場合は、第3条のいずれかのテーマに沿った写真を市ホームページの応募フォームから提出するものとする。

(投稿の制限等)

第7条 投稿回数に制限は設けないこととする。ただし、Instagramで応募する場合は、1回の投稿につき画像の添付は原則1点までとする。写真が複数添付されている場合、当コンテストへの応募は1枚目の写真とする。(応募フォームでの投稿は複数投稿も可)

- 2 投稿する写真は、応募者が撮影した未発表のもの(他コンテストや営利目的のHP等にはっていないもの、個人のSNS等に掲載しているものは可)のものに限るものとする。

- 3 投稿する写真は、応募締め切り日から3年以内に撮影されたものを投稿することができる。

- 4 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。

- 5 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、合成などの加工を施して投稿することができるが、組写真は投稿することができない。

(費用の負担)

第8条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料等については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第9条 第6条及び第7条の要件を満たす応募のうち、当コンテストの主旨及びテーマと合致する作品を選定し、入賞作品を決定する。

- 2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

- 3 当該写真を投稿した者(以下「受賞者」という。)には、報償としてまちのひろばグッズを提供するものとする。

- 4 報償の発送は日本国内に限るものとする。

- 5 第6条及び第7条の要件を満たしていない応募は、選定の対象外とする。

- 6 入賞作品は1名につき1点とする。

(受賞者への連絡)

第10条 市は、Instagramのメッセージ機能、またはメール等を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

- 2 受賞者は、次に掲げる事項を市が指定する日までにInstagramのメッセー

ジ機能、又はメール等にて連絡するものとする。

- (1) 受賞者の氏名
- (2) 受賞者の住所
- (3) 報賞等の発送先
- (4) 受賞作品のコメント等
(受賞者の公表)

第11条 市は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名または氏名を市ホームページ、YouTube等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 市は、応募者の個人情報を厳重に管理し、報賞等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第13条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、市は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、市ホームページ、「川崎市市民文化局コミュニティ推進部」Instagram 公式アカウント「@kawasakishi_community」、YouTube コミュニティチャンネル、市政だより、市が発行する印刷物、市が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第14条 市は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第15条 フォトコンテストの実施に係る事務は、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課において行う。